

一般社団法人日本データベース学会功労賞規程

2021年4月1日制定

2023年7月1日改定

(目的)

第1条 功労賞は、我が国のデータベース、メディアコンテンツ、情報マネジメント、ソーシャルコンピューティングに関する科学・技術の振興をはかり、もって学術、文化、ならびに産業の発展に大いに寄与された一般社団法人日本データベース学会（以下本会と略す）の会員（以下会員と略す）の功労を賞するためのものである。

(選考手続)

第2条 選考手続きは以下の通りである。

a) 功労賞選考委員会の設置

- ・ 本会の年次大会（以下大会と略す）4ヶ月前に、本会会長（以下会長と略す）が功労賞選考委員会を設ける。
- ・ 功労賞選考委員会の委員長は会長が指名する。
- ・ 功労賞選考委員会は委員長が指名する若干名の委員から構成される。

b) 候補者の推薦

- ・ 功労賞選考委員会委員長は、会員から候補者の推薦を募る。ただし、功労賞選考委員会委員長は候補者を推薦できない。
- ・ 大会3ヶ月前に候補者一覧表を作成する。
- ・ 推薦様式は以下の項目を含むものとする。

推薦者

氏名

所属

候補者

氏名

所属

Tel.

Fax

e-mail

推薦理由（200字以内）

c) 受賞者の決定と承認

- ・ 候補者一覧表をもとに選考委員会で審議し、大会 2 ヶ月前までに 1 件または 2 件の受賞者を決定する。この決定は本会理事会の承認を得るものとする。

d) 賞の贈呈

- ・ 功労賞受賞者には、委員会が決定する賞状、賞牌、賞品または賞金を贈呈する。
- ・ 功労賞は大会で贈呈する。

(受賞の条件)

第 3 条 受賞者は、第一種正会員または名誉会員でなければならない。

2. 過去の功労賞受賞者は重ねて功労賞を受賞することはできない。

(改廃)

第 4 条 本規程の改廃は、本会理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. 本規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
2. 2023 年 7 月 1 日の改定は、改定日より施行する。